

2026年2月20日

受益者の皆さんへ

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

## ニュー・チャイナ・ファンド（予想分配金提示型） 繰上償還の中止について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております標記ファンドの繰上償還（信託終了）につきましては、法令および信託約款の規定に基づき、2026年1月19日現在の受益者の皆さんに「繰上償還（信託終了）の予定に関するお知らせ」、「繰上償還 議決権行使書面」等をお送りし、2026年2月20日に書面決議を行いました。

その結果、繰上償還（信託終了）に賛成された受益者の議決権数が、議決権を行使できる受益者の議決権数の3分の2未満であったため、本議案は否決されました。

つきましては、繰上償還（信託終了）を行わずに今後も運用を継続することとなりましたのでお知らせいたします。

受益者の皆さんにおかれましては、何卒ご理解くださいとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

敬具

＜本件に関するお問い合わせ＞

三井住友 DS アセットマネジメント コールセンター **0120-88-2976**

受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

＜お客様の個別のお取引内容についてのお問い合わせ＞

お取引先の販売会社にお問い合わせください。